


# 監査報告書

平成30年5月22日

学校法人聖泉学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 聖泉学園

監事

安田 聡雄 

監事

堀川 英雄 

監事は、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人聖泉学園の平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った結果について報告いたします。

## 1. 監査方法

- (1) 業務監査については、理事会、評議員会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、友朋監査法人から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行並びに財産状況を監査しました。

## 2. 監査結果

学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。なお、以下について業務改善の余地があるので検討されたい。また、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

不祥事や事件の発生予防及び発生後の影響軽減のため危機管理の確立と準備は、本学経営上・ブランド維持・向上において大変重要である。

- ① 昨年個人情報保護法も改正されたことを踏まえ、本学の情報システムの利用・情報機器管理・セキュリティ・事態発生時の対応・教育啓蒙に関する関連規定類を整備し運用すること。また、この領域について内部監査を実施し、運用の適切性及び妥当性を確認すること。
- ② 自然災害・重大事件・重大事故等想定リスクを特定し、危機管理の体制・準備・広報・訓練等の在り方を検討し整理すること。